

○同行援護サービス費

基本部分	注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 盲ろう者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 盲ろう者に 対して盲ろ う者向け通 訳・介助員 が支援を行 う場合	注 障害支援 区分3に該 当する者の 場合	注 障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算	
イ 30分未満 (190単位)													
ロ 30分以上1時間未満 (300単位)													
ハ 1時間以上1時間30分未満 (433単位)													
ニ 1時間30分以上2時間未満 (498単位)	×90/100		×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100	+25/100	+20/100	+40/100	1人1日につ き5単位を減 算 注 令和5年 4月から適用	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100		1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算	
ホ 2時間以上2時間30分未満 (563単位)		×90/100		深夜の場合 +50/100					特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100	+15/100			
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (628単位)									特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100				
ト 3時間以上 (693単位に30分を増すごとに+65単位)									特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。													
初回加算 (1月につき200単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)													
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×274/1,000)	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×200/1,000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×111/1,000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×41/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能												
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×70/1,000)	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×55/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										